

薬事法施行規則第二百十条第五号の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する第二類医薬品の一部を改正する件 新旧対照表

○薬事法施行規則第二百十条第五号の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する第二類医薬品（平成二十一年厚生労働省告示第百二十号）  
（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>無機薬品及び有機薬品</p> <p>一～十（略）</p> <p>十一 ケトプロフェン</p> <p>十二～二十四</p> <p>二十五 トリアムシノロンアセトニド。ただし、口腔内貼付剤に限る。</p> <p>二十六～四十四（略）</p> <p>四十五 ラノコナゾール</p> <p>四十六～四十九（略）</p>	<p>無機薬品及び有機薬品</p> <p>一～十（略）</p> <p>（新設）</p> <p>十一～二十三（略）</p> <p>（新設）</p> <p>二十四～四十二（略）</p> <p>（新設）</p> <p>四十三～四十六（略）</p>